

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十七号

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成十三年広島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
2 (略)	<p>（発注見通しに関する事項の公表）</p> <p>第二条 知事又は工事の入札及び契約について知事の委任を受けた者若しくは機関（以下「入札契約担当職員」という。）は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注するこゝとが見込まれる工事（予定価格が四百万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であつて県の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下「公表対象工事」という。）に係る次に掲げるものの見通しに関する資料を作成し、公表するものとする。</p> <p>一一三 (略)</p>	<p>（発注見通しに関する事項の公表）</p> <p>第二条 知事又は工事の入札及び契約について知事の委任を受けた者若しくは機関（以下「入札契約担当職員」という。）は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注するこゝとが見込まれる工事（予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であつて県の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下「公表対象工事」という。）に係る次に掲げるものの見通しに関する資料を作成し、公表するものとする。</p> <p>一一三 (略)</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に入札又は随意契約の手續に着手している場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお従前の例による。